

安いミシンを買うつもりが 高額なミシンを買ってしまった!?

<今回の相談事例>

折込広告に8,000円のミシンが載っていたので、販売店に電話で注文した。昨日、販売員が来訪し、「広告のミシンよりも操作が簡単で高性能のミシンがある。」と別のミシンを持参し勧められた。「価格は20万円だが、特別に半額にする」と言うので、購入することにして頭金を支払った。しかし、冷静に考えると高性能なミシンである必要はなく、また、高額なので解約したい。(70代女性)

【アドバイス】

●必要なければ、きっぱりと断りましょう。

広告に掲載された安い商品を注文したら、配達してきた販売員から、別の高額な商品を熱心に勧められ、購入してしまったという相談が寄せられています。目的以外の商品を勧められても、必要なければ、きっぱりと断ることが大切です。

●クーリング・オフができる場合があります。

自ら店舗に出向いて行った契約や、こちらから来訪要請をして行った契約は、原則、クーリング・オフの適用はありません。しかし、今回の事例は、来訪した販売員が、注文したものと別のミシンを勧めており、「訪問販売」に該当すると考えられます。そのため、契約書面を受け取った日から8日以内であれば、クーリング・オフ（無条件解約）が可能です。

●契約トラブルで困ったときは、すぐに消費生活センターに相談しましょう!

二セ電話詐欺に要注意!

戸畑【ウエルとばた7F】	☎861-0999
門司【門司区役所東棟1F】	☎331-8383
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎951-3610
若松【若松区役所2F】	☎761-5511
八幡東【八幡東区役所本館2F】	☎671-3370
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

* 面談による相談は、相談窓口にお問い合わせください。

福岡県警察相談窓口 ☎#9110(24時間対応)



まもりん



まもりん